

<合併に関するご質問について>

・合併スケジュールについてとその可能性について

私は、会長就任後、東弁に合併契約締結の申込みをします。これは、二弁が東弁に戻る形ですから、いわゆる吸収合併です。東弁が二弁の申込を承諾すれば合併契約が成立します。次に総会で承認してもらいます。これを早ければ今年中にできればいいと思います。この段階で二弁の名称は、「東京弁護士会」に変わります。その後、一弁に働きかけ、了承をとりつけたいと思います。一年の任期で可能なのは、東弁との合併であり、一弁との合併はもう少し時間がかかるでしょう。ですから任期は1年ですが、来年も引き続き立候補することを考えております。

現時点において、東弁、一弁の会長予定者との協議はしていません。合併をテーマにした選挙で勝たないと、現実味がないと思います。しかし勝てば、東京の弁護士のひとりひとりの気持ちが変わるでしょう。会員の気持ちが変われば、東弁会長も真剣に考えるでしょうし、社会の注目も集まります。そのなかで東弁の会長が、東京の弁護士にとって、申込みを拒否するのか受けるのかどちらがいいかを考えてもらいます。私は、合併契約の申込を承諾するという選択をしてくれると思います。東弁と二弁の合併が実現したとなると、一層、会員の中には、最終的な合併への期待は高まるでしょうし、市民の注目も一弁に集中するでしょう。そのなると一弁も孤立を続ける意味を失うと思います。90年前に東弁から、一弁が別れ、その後二弁が分かれました。今度はその逆に、まず二弁がもどり、それから一弁が戻ればいいと思います。そうすれば最初そうだったように東京弁護士会だけになります。こうして自然の流れで三会合併ができあがると思います。なぜなら、それが一番自然で、収まるべき形だからです。

・合併によって削減可能な経費について

二弁の決算書の支出約11億円のほぼ全部が、三会で重複しています。重複してないのは、建物の維持管理費くらいでしょう。事務職員を整理解雇するのかというご質問ですが、新規採用せずに徐々に減らしていき、長期的に3分の1までおとすという考えです。大事なものは、会員の負担をなくしたいという視点から、経費の見直しに継続的に取り組むということです。1年の任期でできることではないと思います。

・合併すると2万人を超える会員となるなどのデメリットについて

確か二弁が最初に設立された時は177人でした。私をはじめで会長選挙に出た平成

4年は、二弁は1700名でした。このとき三会合併していたとしたら7000人の会となっていたでしょう。しかし今は既に二弁だけで5000人です。2万人が多いかどうかの人数の問題ではなく、組織として民主的運営ができるかどうかの方が大事だと思います。人数が多いと会としては何を行うのにも時間がかかるとのご指摘ですが、これは全く逆です。日弁連を見れば、選挙によってひとりの会長を選ぶからこそ、いろいろなことが実行できるのでしょう。三人の会長をそのまま並べているから、誰も本気で相手にしていないのです。

私が提案している三会合併は、東弁に戻るというだけで、全くお金はかかりません。場所もこの会館の中ですべてができます。変わると言ったら会員が増えることですが、それはデメリットと言うよりいいことではないでしょうか。また会長ポストがひとつに減るということもありますが、すべての会員がその代表を選ぶというように選挙権をもつのですから、メリットだと思います。また名前が東京弁護士会に変わることにについては、むしろすっきりした名前ですからいいことではないでしょうか。東京の弁護士にとって三会合併は、利益こそいろいろあるものの、損することなどひとつもないと断言できると思います。

- ・合併で空いたスペースの有効利用について

合併によって空いたスペースを他に賃貸して高額な賃料を上げていいのかとのご質問ですが、賃料を受領すること自身には問題はないと思います。もっとも弁護士会館ですから、それにふさわしい借主を優先した方がよいと思っています。法テラスとか、他県や他の海外の都市の弁護士会東京事務所とか、国際仲裁協会とか、法律学会とかはどうでしょうか。また法律相談センターをより充実させるとか、はなさきのような若手弁護士の独立支援の事務スペースとしても良いと思います。

それでも2000坪という広さですから、家賃でも収益事業でもいいので有効利用をして坪2万5000円程の収入を上げれば、年6億程を確保できます。せつかくの貴重な財産を有効利用するのは、大事であると思います。

また公益的事業に取り組む団体に賃貸すれば地代値上げの議論は避けられるか、値上げがあってもすこしだけですむのではないのでしょうか。

- ・賃料の他の収入確保について

会費に替わる収入として、私は賃料収入と手数料収入をあげています。現在二弁では弁護士会照会を中心に約1億円の手数料収入がありますが、3会ひとつになると4億円程と

計算されます。また、ひとつになることで、法律相談センターなどからの収入（相談料と会員の負担金）の増加も見込めます。現在の三会で約4億円ほどの収入がありますのでこれを増やしていきながら、他方で外部センターへの拠出金を減らすなどの経費削減をすれば、3億ほどの収益を確保できると思います。その他に、私は会員が私的に使う会議室、ラウンジ、図書館の使用に対して個別に使用料を頂く方がいいと思っています。会議室1時間ごと、またラウンジ入室ごと、図書館一日あたりいくらというようにです。これで年1億以上の収入を確保できるでしょう。強制的に支払を求める会費でまかなおうとするのではなく、会からサービスを受ける会員が、そのサービスの対価として手数料を払うという形に改めたほうが合理的だと思います。

・会費の無償化の手順について

私は、東弁・二弁の合併が完了した段階で、会費を半額程度に下げ、三会の合併ができた段階でゼロにしていきたいと思っています。もっとも人件費など、3分の1にするには時間が必要なものもあります。1年の中でやれるものではありませんが、何年かの時間を頂ければ、必ず実現できると思っています。

・多摩支部についてですが、

弁護士法によって弁護士会は地方裁判所の管轄に対応すると定められていますので、立川支部が本庁にならないと多摩支部は独立した弁護士会として設立できませんし、本庁になれば当然設立しなければなりません。多摩支部の本庁化については、市民から強く要請されていることと思いますので、会としてもバックアップしていきたいと思っています。

もっとも、本庁にならないとしても、ひとつの弁護士会となれば、東京の弁護士会のひとつの組織として、より活動しやすくなると思っています。

多摩支部の会員資格のご質問ですが、多摩の会員も東京三会に強制的に加入しなければならないわけで、その上で多摩支部に強制加入するというのは、いまの弁護士法上はむづかしいかと存じます。

また、多摩支部の権限強化ですが、単位弁護士会の組織の一部としての位置づけのなかでも、最大限に自主的運営の幅を広げるのは妥当なことと思っています。

印鑑証明のサービスについては、前向きに取り組むべきことと思います。

・23区と対応する支部設立について

私が提案しているのは、単位会が一つになった上での、多摩支部のような自主的運営組

組織です。それぞれの地域の有志が提案して設立し、自主的で民主的な運営を進めるなかで、地域の法律相談の窓口となるというものです。あくまで単位弁護士会の中の組織として会の規則によって設立しますが、自主的に設立・運営を進めるという形です。支部の運営は基本的にその支部会員が負担し、単位会の会計から経費を支出しない方がいいと思います。また23区支部の事務所は、会館を使うのではなく、各区の区役所周辺に置くべきと思っています。

<弁護士自治の堅持について>

弁護士自治を堅持するために求心力を向上するべきというご指摘には同感です。その方法として、弁護士会が会員にとっても、市民にとっても魅力的であることが大事だと思います。三つの弁護士会を市民の信頼を得られるひとつの東京弁護士会に整えることによって、求心力が飛躍的に向上すると思います。

また綱紀懲戒についての難癖的な申し立てへの対応ですが、ひとつひとつきちんと対応するというほかに、良いアイデアを持ち合わせてはおりません。

<若手会員への支援等>

私は、三会をひとつにすることこそが、若手会員への支援策と訴えています。会費をゼロにし、業務を増やすための最も簡単な方法は、会長をひとりとすることです。信頼を集める弁護士会にすれば、そこに市民のニーズが集中しますので、それを若手につなげばいいのです。

はなさき記念館での若手会員への取り組みも、この会館を使って進めれば、指導担当弁護士も増えるのではないのでしょうか。

<二弁が抱える問題のうち、早急に解決すべき課題について>

私は、三会合併を訴えています。二弁が会員や市民に対して果たすべき責務は現在進行形で取り組んでいかねばならないと思います。日弁連会長選挙では、二人の候補が政策を掲げて選挙を行っております。どちらの候補の政策が支持されるのかの結果を、注目して行きたいと思います。当選した日弁連会長の政策をサポートするのが、二弁会長の基本姿勢であると思っています。

<業務拡大についてのご質問>

業務拡大の取り組みも、ひとつとなった東京弁護士会として行えば、それだけ飛躍的な

効果があると、私は主張しています。

<法曹人口について>

給費制復活は努力が実って良かったと思います。合格者数の問題については、日弁連会長選挙では、慎重に見極めていきたいとの考えと、減らすべきとの考えのように思われますが、選挙の結果をみたいと考えます。

<女性の会務参加について>

女性の会務参加の問題ですが、そもそも現在の会務が魅力に乏しいのが原因ではないでしょうか。ひとつの弁護士会になれば社会と直結した活動ができますので、やりがいが出てきます。まずそこを変えた上で、進めるべきと思います。

<会長の職責と権限について>

会長の職責と権限ですが、会長は本会を代表し、会務を統理する、と会則35条1項に記載されています。選挙を通じて信託が得られれば、会長は東弁に合併契約の申し込みをすることができ、それを東弁と締結できれば、会長は、その承認を求める総会を招集できる(41条2項)と考えています。総会で承認頂ければ東弁との合併が成立します。その上で、一弁に働きかけができます。ですから私は、今回、立候補させて頂きました。

会長は会務に精通していることが必要とのご指摘ですが、その通りと思います。精通していると言われるようにがんばりたいと思います。

過去5年間の会務についてのご質問ですが、二弁では委員会にも、会務も、総会にもほとんど出ていません。このご質問の趣旨が、会務にも出てないのにいきなり会長に立候補するのはいかなものかということであれば、この会長選挙で、三会合併を訴えるというのも、重要な会務とっております。二弁は、分裂解消を目的として設立された会です。三会の正常化は、二弁がその存在をかけて成し遂げるべき責務です。私は二弁の最重要課題を実現しようとして立候補しています。いままで5年間怠っていたぶんを、一挙に取り返していると考え直して頂ければ幸いです。

(以上)